

国立公文書館内閣文庫蔵「宗養奥書本鷹書」（仮称）をめぐって：戦国末期但馬と鷹書

著者	山本 一
雑誌名	金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要 = Bulletin of the School of Teacher Education
号	7
ページ	173-182
発行年	2015-03-27
URL	http://hdl.handle.net/2297/41677

国立公文書館内閣文庫蔵「宗養奥書本鷹書」(仮称)をめぐって

—戦国末期但馬と鷹書—

山本 一

A Book of Falconry in 16th Century of Tajima

Hajime YAMAMOTO

はじめに

この資料を現段階で紹介する理由を、二点述べておこう。

ひとつは、「鷹経弁疑論」と『蒙求臂鷹往来』という、続群書類従所収本によって広く利用されている二作について、著者や成立に関係する重要な情報を含んでいる点である。もうひとつは、戦国末期但馬という歴史的空間的に限定された範囲における鷹道のありかたを、具体的に伝えている点である。後者の面からは、戦国時代北近畿の歴史研究をはじめ、関連の学問分野にとつて意義のある情報が含まれている可能性もある。

翻刻等による提供が望ましいとも考えられるが、状態の良い写本であるとはいえ転写本であることや、解説に必要な専門的知見が稿者になお不足である点を考慮し、今回は概要の紹介により、大方の関心を喚起したい。それにより、本資料の親本や、他の転写本などの存在が報告・確認される可能性もあり、より正確な解説に資する知見が提供されることも期待できるからである。

1 資料の概要

はじめに本資料の書誌の概要を記す。

国立公文書館内閣文庫蔵本。分類番号は一五四・三六八である。縦三十二センチ、横二十三センチの袋綴一冊。同文庫蔵の鷹書のなかではやや目立つ大型である。表紙は藍色無地で、左上に短冊題箋を貼り、「鷹之書」、その下にやや小さな字で「徳丸志摩入道宗養」と記す。小字は末尾の奥書の署名による。題箋の字は本文と同筆と思われる。本文は、遊紙一丁の後に、墨付一丁表から序の如き部分より写され、内題にあたるものはない。墨付丁数五十九丁。数箇所挿入がある。全冊一筆と見られ、非常に丁寧な書写されている。朱入れ、書き入れなどは見られない。現状本文から観察する限り、特に首尾調わなない点はないので、奥書の元亀元年(一五七〇)六月に成立した親本を、十七世紀後半頃に転写した完本であると推定される。

本写本も含め、鷹書は固有名詞的な書名を持たないのが普通である。便宜のため、本稿では以下この写本を「宗養奥書本鷹書」

と呼称する。今後、親本(宗養自筆本)もしくは同一内容の転写本が確認された場合は、これを仮書名とし、本写本は内閣文庫蔵の語を冠して示すことになると思われるが、現時点では孤本状態であるため、特に必要な場合以外では、本写本と宗養自筆本を呼び分けることはしない。

次に、鷹書全般に使用するため私に試行している書式により、資料概要を示す。先に述べた書誌事項と一部記事が重複するが寛恕されたい。

①本文冒頭形式

序文的文章を冒頭に置く。自己の流派の特色を、鷹狩の伝来から説き、最近の伝来事情に言及する。

②叙述形式

逐条形式。原則として一つ書き形式。

③表記・文体

漢字平仮名併用。「なり」文末のほか、候体を併用。

④内容・編成

試行的に使用している項目表により、主な該当項目を示す(実際の記述の順序とは別である)。

A 鳥としての鷹

A01 鷹の種類

A0101 名称・表記による区別

A0102 成長段階および捕獲の時期による区別

A0103 鷹の顔立ちによる識別

A0104 鷹の羽の色や模様による識別

A04 鷹の飼育・管理・調教

A05 鷹の疾病(病気・けがのほか、性質上の問題点も含む)

A0502 治療手段

A050201 餌または服薬の調合法

A050202 外用薬および外傷・皮膚疾患等の対処法

A050203 鳥屋の環境、その他の総合的対処法

B 鷹狩の組織

B01 鷹匠

B0101 鷹匠の装束

B0102 鷹匠の用具

B0103 その他、鷹匠の組織に関する規定

B02 犬飼

B03 犬(鷹犬)

C 鷹場の作法・故実

C03 野宿の場合の対処法 架の立て方鷹の繫ぎ方

C04 獲物を捕らえた際の鷹の扱い

C05 犬の扱い

C06 鷹の逃亡への対応

C07 貴人等に対する作法や晴れの場での儀礼

C0701 鷹や獲物の受け渡し

C0702 鷹や獲物を披露する場合の振る舞い

C0703 獲物を木の枝などに結いつける作法

C0704 その他の儀礼

C08 複数の鷹が競合した際の作法

C09 鷹の獲物数を競う方式

C10 神仏等に関わる作法

C1001 狩場で山野の神のために行う儀式の作法

C11 その他の作法・故実

D 鷹詞

D01 鷹匠の詞

D02 犬飼の詞

D03 勢子、その他の鷹狩関連の詞

鷹歌

× 鷹狩りの起源等に関する伝承

このように見ると、ほぼ鷹狩の全般にわたる内容を含むが、他の鷹書にしばしば見られる項目で含まれないものもあり、網羅性を旨とした編成とは見られない。巻頭に鷹歌の解説を集めるなど、緩やかな類纂性を含む雑纂形式と見られる。

⑤ 巻数等

一冊。序および奥書より完本とみなされる。

⑥ 伝来

本奥書は、本文末尾にまず

右條々春木信濃守豊重相

傳仕候之趣申上之候若輩二者可被 仰聞者也

とあり、丁の裏に

元龜元年六月日 徳丸志摩入道宗養在判

進上

春木家は本文中の記述より但馬山名氏に仕えた鷹匠の家と推定され、本資料は但馬山名氏のもとで行われた鷹狩とそれに伴って伝承された知識を伝えると見てよい。「序」の記述と関連させると、この伝承には『鷹経弁疑論』の著者松田頼房の説が受け継がれているようであり、このことは本文中に頼房・宗岑の名が複数回現れることに符合する(後述)。若年に頼房説の一部を伝えられた春木豊重が、晩年にそれ以後の知識を加えて編成した本を主家に献上し、それを元龜元年(一五七〇)に宗養が書写したと見られる。成立上限は元龜元年となるが、本文中に明記される永祿九年(一五六六)が下限となり、春木豊重の原本を宗養が転写したとして、その間に数年以上は経ていないと考えられる。または、宗養が豊重の口述を直接筆録したと解すれば、元龜元年が成立の年となる。徳丸志摩入道宗養については、個人を特定するには至っていない

が、徳丸を名乗る人物が『兵庫県史』所載の但馬地域文書に複数現れることから、この地の人物であることは推測できる。

⑦ 書写

十七世紀後半頃の写か。ていねいに書写されており、宗養筆本の比較的忠実な転写本と推測される。

⑧ 関連書目

本写本と同一内容の資料は、現時点では確認できない。

⑨ その他

さまざまな問題のある書物であり、次節以下に検討する。

2 本書の特色

(1) 『鷹経弁疑論』との関連性など

本書冒頭には「序」のような体裁で真字文の文章が置かれているが、その中に『鷹経弁疑論』への言及が見られる点が目される。以下に翻字を掲げる。なお、三箇所の空白はその後にある人物等を憚ったものと解される。「」は二行割り小字である。

夫鷹道雖繁多当家御流者依有子細「諸道相替他家候此流者從異朝越前敦賀津」着鷹飼勾陣云唐人秘説等被相伝(二字分空白)「禁中被記置候儀亦西園寺相国小一条院依司」給鷹政松田左右衛門大夫頼房得(一字分空白)「御意其外鷹経之」内拔用文作一冊号鷹経弁疑論去永正九年「壬申」(一字分空白)誠豊様因州上野御陣之時頼房被成御相伝「候之処然御陣中之儀被取乱候之間御手放之事」與葉飼以下者可有御覚候愚老雖若年之事候其外之儀者可被稽古之由御錠付而「相伝仕候者也」

解釈に迷う箇所もあるが、試みに釈文を掲げる。それ鷹道は繁多と雖も、当家御流は子細あるによりて、諸道、

他家に相替はり候。この流は、異朝より越前敦賀津に着きし鷹飼勾陣と云ふ唐人の秘説等、禁中に相伝せられ、記し置かれ候ひし儀、また西園寺相国・小一条院、司に依り鷹政を給ふ。松田左右衛門大夫頼房、御意を得て其の外の鷹経の内、用文を抜きて一冊を作り鷹経弁疑論と号す。去る永正九年壬申、誠豊様因州上野御陣の時、頼房、御相伝なされ候の処、然る御陣中の儀、取り乱され候の間、御手放ちの事、葉飼与るより以下は御覚へあるべく候。愚老、若年の事に候ふと雖も、其の外の儀は、稽古せらるべきの由、御説に付きて、相伝仕り候ふ者なり。

冒頭の「当家御流」とは、奥書に見える春木豊重と彼が仕えた但馬守護山名家の鷹道であろうと解され、それが、「子細」(特別事情)によって他の家の伝える流派と異なっているとす。

以下に、その「子細」が述べられる。ただし、はじめに「唐人」が越前敦賀に来て鷹道を伝えたとするのは、パターンとしては中世の鷹書の多くに共通のものである。これに続いて、唐人招来の鷹道が「禁中」に相伝・記録されたことを述べ、「西園寺相国」「小一条院」の鷹道伝承に言及する。西園寺家も小一条院(九九四〜一〇五一)も鷹道の伝承に関して言及されることの多い人名であり、ここまでの記述はパターン化した伝承として捉えられる。もちろん、パターンとはいえ細部には文献間でさまざまな異同があり(二本松泰子『中世鷹書の文化伝承』第四章等参照、その意味についても検討が必要であるが、ここでは唐人の名前を「勾陣」とすることが後述の『鷹経弁疑論』に重なることのみ確認し、まずは「序」の文脈を追うこととする。

この後、いきなり永正年間に生存したとおぼしい松田頼房に記述が飛ぶ文脈は唐突ではあるが、本書の伝来の「子細」に実質的に関わる記述は、この部分以下になる。まず、『鷹経弁疑論』に関

する記述がある。注目すべきは、その著者の姓名が「松田左右衛門大夫頼房」と明記される点であろう。『鷹経弁疑論』は統群書類従に収められて近代以降には広く知られた鷹書である。その著者は、統群従本などに文龜三年の持明院基春の奥書があることから、『群書解題』をはじめ通常は基春の作とされてきた。一方、『蒙求臂鷹往来』十二月復状に「弁疑論三卷」を「頼房作」とするとは、『放鷹』(本朝放鷹史・第一編十八)にも注目されているが、『蒙求臂鷹往来』の同箇所にも書名を列挙される鷹書のうちには、現存する書物との関係が明瞭に確認できるものが少ないことや、往来物というジャンルの特殊性から、必ずしもこの記事に信頼性は認められてこなかったように思われる。「序」によって、『鷹経弁疑論』を頼房なる人物の作とする資料が追加されたのみならず、その姓が明らかにされ、以下に述べるように『鷹経弁疑論』と『蒙求臂鷹往来』との関係についても新たな知見が得られる可能性が出てきたのである。

じつは『蒙求臂鷹往来』が頼房に言及するのは、前述の十二月復状だけではない(以下引用は統群書類従による)。五月状にも記事が見える。まず往状に、

次此道相伝事。依令慕貴二千石頼房の実。今雖令詢門豊後守盛長受承。某就不堪。未知其奥旨。只任数寄之心。平性臂鷹計候也。

と、状の筆者が「二千石頼房」を敬慕し「豊後守盛長」に問うて相伝を受けたと述べる(その後の文言は型とおりの謙遜である)。復状のこれを承ける部分には、

兼又鷹道事。令詢門豊後守盛長給云々。誠盛長者。若年初。得散位頼房寵。需臂鷹法。其相伝為多般哉。

とあり、頼房から盛長への相伝の事実を確認し、その価値を認めている(続く部分では、鷹道の相伝は「多般」なので、頼房・盛

長の説を基盤に諸説を勘案して、よいものを選んで従えば「掌飼之誉」が得られるであろうと述べている。さらに復讐筆者は、自身の鷹道相伝について説明し、「一度は信濃守貞通の遺跡を点ずる」立場にありながら、「他姓の相統、神慮測りがたきに就きて」、「亡父」が「公儀」の命を承けて「本名に立ち還る」ことになり、鷹道の枢要は伝えられなかったと記す。「幼少の当初」からこの道に興味を持ち、「貞通の譜録」を所持していたが、「面授なくして之を弁明し難し」とする。この貞通は、蓬左文庫本「鷹百首」（たかやまに類）に転写されている文明十九年奥書の署名者で、長享元年（一四八七・長享元年）諏訪神社法楽五十首の勸進者である諏訪貞通に比定できる（井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』風間書房、二九三頁、拙稿「鷹歌をめぐる二、三の考察」（『日本文学史論 島津忠夫先生古希記念論集』世界思想社、一九九七年）。すなわち、五月復讐筆者は、諏訪流鷹道を相伝する機会があったが、他姓（諏訪氏以外の出自）であったため「面授」による正式の相伝に至らなかったことになる。さらに、「親戚の昵あるに就きて、聊か頼房の口実を伝ふと雖も、書き誌さずして之を忘失せしむ」とあるのが注意される。すなわち五月復讐筆者は、未完に終わった諏訪流の相伝とは別に、「親戚」の「頼房」からも鷹道の知識を口頭で授けられたことになる。

『蒙求臂鷹往来』は、往来物という性質上、一種の創作と見なければならぬ。十二月復讐の筆者と五月復讐の筆者も、それぞれ「修理権大夫」「左右衛門大夫」と呼ばれる別人というのが建前である。とはいえ、実在の作者の体験と全く無関係に、右に見たような具体的経緯が虚構されることも考えにくい。一方、『蒙求臂鷹往来』の作者は、『群書一覽』『柳庵雜筆』により松田宗岑とされている。「序」の記述が明らかにした頼房と同姓となる。「群書一覽」等は後世の資料であり、いちがいに信はおけない。しかし、

「宗養奥書本鷹書」は、「序」のみならず本文中においても「弁疑論」の書名（二箇所）、頼房の名（二箇所）に言及するのみならず、「宗岑の書」等の形で宗岑にも複数回言及することから、宗岑が「宗岑の書」と呼ばれるような鷹書の述作を行っていたことや、頼房からの相伝を承けたと自覚する述作者がその「宗岑の書」にも知識・関心を持つてることが判明し、『蒙求臂鷹往来』五月状の言う「親戚の昵」やそれに基づく相伝が、実在の宗岑・頼房の関わりを反映していた可能性は否定できない。

端的に推測を述べれば、宗岑は、諏訪流に師事する一方、血縁のある頼房の説も承けており、頼房を高く評価していたのである。十二月状が、頼房の識見とその著作を高く評価しつつ、「久しく辺国に往き、人未だその名を知らず」と述べている点についても、「辺国」を但馬もしくはその近隣国に比定し、頼房への宗岑の同情的とでも言うべき評価を示しているであろう。

ただし、以上の推測を立証するには、「松田左右衛門大夫頼房」および『柳庵雜筆』が伝える宗岑の俗名「左馬助元藤」の二人を史料から特定する必要がある。十六世紀に活動が知られる備前松田氏や、これとは別族とされる丹後松田氏は、いずれも但馬山名氏と歴史的・地理的な接点を持ち、候補となりそうな人物も系図に見出されるが、決め手に欠ける。これについては今後の課題としたい。

なお、前述の基春奥書を書写ないし所持を示すものとすれば、『鷹経弁疑論』の成立上限はまずは文龜三年（一一五〇三）となる。近時の研究により、基春以降の持明院家が鷹の家として自己確立を目ざし、鷹書の収拾、書写、等に活動したことが明らかにされており（中澤克昭「持明院基春考」―公家の家業と「尊卑分脈」の注記〔藤原良章編「中世人の軌跡を歩く」二〇一四年、高志書院〕など）、基春が『鷹経弁疑論』に関心を持ち、所持ないし書写

したとしても不自然ではない。一方、宗養奥書本鷹書「序」に記載する年次は永正九年(一五一一)である。基春が成立間もない『鷹経弁疑論』を入手したと仮定すると、頼房は一五〇〇年代初頭に『鷹経弁疑論』執筆後、十年あまりを経て山名氏に家説を伝授したことになる。漠然とした推定として、一五世紀半ばの生まれではなからうか。宗岑は右に考察してきた点を勘案すれば頼房よりやや後の人であろうから、『群書一覽』に明応三年(一四九四)生、永祿二年(一五五九)没とすることと大きく矛盾しないと思われる。

さらに残された問題として、「序」が主張する「当家御流」の独自性が、どのような系譜的關係を前提にするのかという問題がある。これは「序」や『蒙求臂鷹往来』が述べる頼房の鷹道伝承の位置づけをどう理解するかという問題でもある。先に見たように、『蒙求臂鷹往来』五月復状は、「(諏訪)貞道」と区別して頼房からの相伝を位置づけており、十二月復状の『鷹経弁疑論』についての記事に、「鷹経全軸の義理を述べ、惑乱を弁疑し、家流神家の両説を分かち、其の異同を明らかにす」(一部私意により本文を定める)のように読める箇所があることから、諏訪流とは異なる伝承系譜として見ているように思われる。すなわち『蒙求臂鷹往来』の記述から、「神家の説」により在京の諏訪氏が伝える伝承を指していると思われる。「家流」は普通名詞とも考えられるが、十二月復状では公家の鷹の家(園、坊門など)を指すようである。このことと、『宗養奥書本鷹書』の「序」が、「西園寺相国・小一条院」という公家の伝承系譜を示していること、またそもそも『鷹経弁疑論』が伝嵯峨天皇撰『新修鷹経』の注釈の形をとる鷹書であること、などを勘案して、頼房の鷹道を宮廷系の伝承系譜を持つものと思えることもできるように思われる。実際にも『鷹経弁疑論』の現存本には、「神家」の説を別伝として注記する書式がし

ばしば見られ、『蒙求臂鷹往来』の記事との符号が認められる。さらに、前掲の『柳庵雑筆』は、唐からの伝来したいに二系統があるとし、ひとつは諏訪流に、他は宮廷に引き継がれるが、諏訪流の一流派大宮流の祖、大宮新藏人宗光により統合されたと述べ、さらに宗岑の鷹道は宮廷の伝承が隨身家(秦氏)を経て伝わったものとしている。これらの言説を組み合わせて、頼房・宗岑と関係の深い但馬山名氏春木方の鷹道を、諏訪流から相対的に独立した宮廷系の系譜のものかと想像することも不可能ではない。

しかしながら、鷹道の伝承系譜については不明な点が多く、『柳庵雑筆』が伝えるような伝承の図式が、どこまで中世後期における鷹道の実態を説明できるのかは、今後の検討課題である。また、ここまでの論では漫然と「諏訪流」という語を用いてきたが、二本松前掲書が説く在京諏訪氏と在地諏訪氏の区別等を、検討した上での考察を準備する必要がある。

またそもそも伝承の系譜は、伝承者が主観的に意識し、また主張する側面と、社会的な事象として(職掌集団として)確認できる側面とが複雑に関連しあっていると考えられるので、流派とか家とかいうものをどのように把握するかによって見方も異なってくる。一方、『鷹経弁疑論』や『蒙求臂鷹往来』の記述を見ると、複数の家や流派に属する伝承内容、ある条件下では一個人が参照し得る状況が前提となっており、そのことを背景に、正統的な権威のもとでの「相伝」が存在すると理解される。その場合、書物である鷹書と、職掌集団内で厳格に相伝される系譜との関係も多面的に考える必要がある。鷹書における流派・家の問題は、こうした困難も念頭に置きつつ、本文の確定や正確な読解に基づいた鷹書間の比較作業を積み重ねること、ようやく見えてくるものかと思われる。現時点では「宗養奥書本鷹書」の系譜関係については未解明としておきたい。

(2) 但馬山名氏との関係

「序」に見える誠豊は、但馬の守護山名誠豊と見られる。この「序」に述べる永正九年（一五一二）の因幡国への出兵については、直接に他の史料では確認し得ていないが、十六世紀における但馬・因幡両国の複雑な情勢は、地方史研究側では周知に属する。たとえば『新修鳥取市史 第一巻』（一九八三）は、「北川文書」により判明する永正十九年の布勢天神山城付近の合戦について、攻撃した勢力を但馬山名氏と見る可能性を指摘し、大永七年（一五二七）の室町將軍義晴御内書が但馬山名誠豊と因幡の豊治に和解を命じていることを傍証に、これ以前の期間における因幡・但馬両山名氏間の対立を想定している（六六三頁）。さらに同書は、永正九年に但馬守護山名致豊が弟の誠豊に但馬・因幡両国の領地を譲ったとする「山名家譜」の記事、山名豊治の後継として因幡守護となる誠通が、但馬の誠豊の支援を受けたことを示す『因幡民談記』や『陰徳太平記』を引き、但馬山名の因幡への関与を論じている（六六五頁）。

また、宿南保「城跡と史料で語る但馬の中世史」（神戸新聞総合出版センター、二〇〇二年）は、大永六年（一五二六）太田垣久朝発給感状（朝来町〔当時〕秋山茂氏蔵）により、この時点での因幡・但馬領山名氏の軍事的衝突を裏付けている（二五七～二五八頁）。この文書には「因州於上野坂表合戦」の文言が見え、宿南によれば「因幡平野の東、鳥取市岩倉と鳥取県岩美郡福部村の谷筋との間にひろがる低い起伏の山々の場所」と推定されるといふ。また、鳥取市の稲葉山の旧地名も上野であったことを指摘している。右の史料に見える「上野坂」と、「序」に言う「因州上野」は、密接に関わる地名であると考えてよいであろう。すなわち、現在

の行政区画では鳥取市の東部、JR山陰線が福部駅から南下する箇所（東側から、岩見町との境にかけての地域で、現行の地図にも上野、上野神社などの地名が見える。伯耆から因幡への侵入路であり、要地であったとみられ、「序」の記述をこの付近に関連づけて解することが許されよう。

永正九年は、誠豊が兄致豊から家督を譲られた年とされる（前掲書二五二頁）。「序」の年号記述が正しければ、早くもその年に因幡との合戦を起こしたことになる。そして「序」によれば、この陣中に松田頼房があつて、騒然とした雰囲気の中で鷹道の説を誠豊に伝授しようとしたことになる。このあたりの事情は、現段階では「序」の記述以外に情報がなく、具体的に捉え難い。騒然とした中ではあるが、ある部分は、まだ若輩であつた春木豊重が、主君の命により相伝したということであろう。「興業飼以下」は、「鷹経弁疑論」下巻の鷹の療治に関する部分を指すかと思われるが、誠豊が直接伝授を受けた部分があるのかは確言できない。

本書においては、「序」だけではなく本文中にも、成立の時代に近い逸話が人名・地名などの固有名詞を伴って多数出現し、鷹関係の説話集の趣すら感じさせる。従来知られていた鷹書が、成立の同時代に関わると特定できる記事をほとんど含まない傾向があるのに対して、本書の目だった特色である。その大部分は、但馬の地名や人名であり、いわゆる「山名四天王」のうち、太田垣・垣屋等に関係する記事を複数見いだせる。また、山名氏と交渉のあつた駿河や備後に関するものも含まれる。本書の編者ないし口述者と目される春木信濃守豊重は、山名氏に仕えた二つの鷹匠の家（久世田、春木）の一方に属する人物だったことが、本文中の記載から推測でき、これらの逸話は豊重の記憶に基づくものであつたと推測される。

人名の中でも目立つのは複数回出現する「光明院殿」と呼ばれ

る人物である。

「光明院」が前述の山名誠豊の院号であることは、続群書類従本『山名系図』『山名系譜』に記されて周知かとも思われるが、念のため、若干の考察を加えて確認しておきたい。

宮田靖國編『山名家譜』(「山名家譜」刊行会、一九八七年)付図の『山名系図』(カラー写真)の誠豊の箇所に「次郎改曰堯威／光明院殿玄峯大通居士」と記載があるほか、祐豊の箇所にも「家督光明院殿相統也」の記載がある。この系図は、巻末に寛永十八年辛巳三月の奥書が見え、寛永十八年(一六四一)の成立と見られる。また、写真には「山名家老のご後裔、池田四郎氏(村岡在住)御所蔵」との説明がある。次に、『兵庫県史』史料編中世三に「但馬城崎地区」所収「光行寺文書(豊岡市光行寺所蔵)第三号「山名祐豊諸公事免除状」(大永八年十月朔日)における但馬国山科末寺之措置に関する「任光明院殿御一行之旨」が、同文書第二号「山名誠豊諸公事免除状」を承けるものであり、県史編纂者はこの「光明院殿」を誠豊に比定している。同書「但馬養父地区」(養父郡大屋町山本みや子氏所蔵)所収祐徳寺文書第十二号山名祐豊寺領安堵并諸公事等免除状に所見の「任光明院殿判形之旨」は同文書一号「山名誠豊寺領安堵并諸公事等免除状案」に対応し、誠豊と比定されている。文書間の相互関係と比定との間に矛盾がなく、誠豊が没後に「光明院殿」と呼ばれたことは確実と思われる。なお、『因幡民談記』(「因幡叢書」第一巻、一七頁以下)には、因幡守護山名氏の豊治について、「かゝる処に、豊治にわかに卒去有て光明院殿と号す」と記し、これに続いて、豊治の死後、後継をめぐって紛争が生じ、豊治の従弟山名誠通が、「一家の総領」である但馬国守護(屋形)誠豊の支持を得る形で因幡守護職を後継した経緯を記す中で、「其比の但馬の屋形をば次郎誠豊、追号光明院殿とそ言ひける」と述べている。文字通りに受け取ると、因幡の山名豊

治と但馬の山名誠豊の院号が同一ということになり、いささか奇妙である。ただし、当面の問題である宗養書写本鷹書に関して言えば、扱われている事象は、「序」に言及される因州出兵の件を除いて、いずれも但馬国内のものとはほぼ確認できることから、「光明院殿」はすべて但馬守護山名誠豊を指すと解してよい。ただし、真名文の「序」において「誠豊様」と標記しながら、本文中では「光明院殿」を用いる理由は不明である。「序」と本文との間に、何らかの位相の差がある可能性もあるが、現時点では書き分けの理由は不明とするほかない。宗養自筆原本が見いだされれば、字体や表記の面から手がかりが得られる可能性もあろう。

(3) 山名氏の鷹狩風景

次に、本書の特徴と見なされる但馬山名氏の鷹狩に関する具体的な記事を検討しておきたい。

たとえば、墨付四十二丁裏に次のような条が見える。以下、引用は、はじめに原文表記を可能な範囲で保存した翻字を掲げ、後ろの括弧内に試みに校訂した本文を掲げる。

一 伊豆にて高麗の鷹を御つかひ候又あなみ立石にて美濃鷹を御つかはせ候處にあなみより鳥引候て伊豆の八幡山の太木のならひ互に羽をひろけとりあひ候かと思候て公私何とも迷惑にて候つる高麗はあら鷹にて候山うらの方へまはり高麗はかり見え候所にて前より取たる雉にてねつなきはかりにて呼候へはわたり候御感にて御褒美に預りたる事とも御座候つる

(一) 伊豆にて、高麗の鷹を御使ひ候。又、穴見立石にて美濃鷹を御つかはせ候ふ所に、穴見より鳥引き候ひて、伊豆の八幡山の太木のならび、互ひに羽を拵げ、取り合ひ候ふかと見候ひて、公私何とも迷惑にて候ひつる。高麗は新鷹にて候。

山裏の方へ回りは、高麗ばかり見え候ふ所にて、前より取りたる雉にて、鼠鳴きばかりにて呼び候へば、わたり候。御感にて、御褒美に預りたる事ども御座候ひつる。

地名の「伊豆」は、現兵庫県豊岡市（旧出石町）内の地区名として残る。立石も同様である。「あなみ」は歴史的地名として「安美郡」である（『日本歴史地名大系・兵庫県Ⅰ』等）。十六世紀における実態の確認が必要であるが、八幡山も含め現代の地図上に比定できる可能性がある。

このように「宗養奥書本鷹書」には但馬国の旧出石町付近の地名がいくつも見られ、きわめて地方的であるとともに具体的な世界が描かれている。より精密な考証と他史料との関係づけにより、戦国末期の但馬の様相を具体的に描き出す一助となる可能性を指摘しておきたい。同じことは人名についても言え、光明院殿（山名誠豊）と山名祐豊の二人の君主と、「山名四天王」と言われたうちの垣屋、太田垣の姓の人物が現れ、さらに複数の臣下や、但馬と交流のあった他国の人物の名が現れる。

たとえば墨付四十四丁裏には、次のような条がある。

一 光明院殿様鳴鳥を御とらせ候て山緒ながら垣屋越前守殿へ被遣之候へは請取人なく候て日だけ候までまたせられ候福富次郎右衛門罷出請取候其時の小番の者共を折檻の由候か様にもとは嗜被申候

（一）光明院殿様、鳴き鳥を御獲らせ候て、山緒ながら垣屋越前守殿へ之を遣され候ば、請け取る人なく候て、日だけ候まで待たせられ候。福富次郎右衛門、罷り出て請け取り候。其の時の小番の者共を折檻の由候。か様にもとは嗜まれ申し候。

光明院は前述の山名誠豊である。垣屋越前守は垣屋統成かと思われるが、なお考証が必要である。鷹の鳥を受け渡しする作法・故

実を知るものがなく、山名誠豊が激怒したという話であり、春木豊重はこれを誠豊が鷹道を深く愛好したことと証しとして肯定的に記録しているようである。

また墨付四十六丁表には、次の条がある。

一 光明院殿様御代に備後国の御家人江田方犬一牙進上之候其名を野桜と付候諸口とまりたる犬にて候野桜か子をたれと名付られ候たれか子をかた見と申候 其子細は哥にいそのかみふるの、さくら誰うへて春を忘れぬ記念なりけり此心を沙汰候 誰は片口とまりたる犬にて候

（一）光明院殿様御代に、備後国の御家人江田方、犬一牙、これを進上し候。其の名を「野桜」と付け候。諸口とまりたる犬にて候。野桜が子を「たれ」と名付けられ候。たれが子を「かた見」と申し候。其の子細は、哥に「いそのかみ布留野の桜誰植えて春を忘れぬ形見なりけり」。此の心を沙汰し候。誰は片口とまりたる犬にて候。

誠豊が、献上された鷹犬やその子孫に、『新古今集』春上などに見える源通具作の古歌をもとに、名を付けたという逸話で、捉えようによっては戯言に過ぎないが、これもまた誠豊の鷹道愛好を伝える逸話として記録されたのであろう。この条はまた、但馬と備後との関係を示す史料としても意味を持つ可能性があるであろう。ちなみに「諸口とまる」とは、獲物を発見しても決して噛み裂くようなことのない、すぐれた鷹犬であり、「片口とまる」はこれに継いですぐれた資質を意味する。

このような同時代的記事は、さらに多く拾うことができるが、全般的な検討と考証を重ねた上で、あらためて整理して発表する機会を得たい。

おわりに

本稿では、「宗養奥書本鷹書」と仮称する文献について、その固有の注目点を指摘してきた。伝承系譜の面からも、但馬地方史との関係からも、さらに研究は必要であるが、研究の意義と可能性に言及することで本稿はとどめたい。資料の調査・複写をお許しただいた国立公文書館に感謝申し上げる。

(付記1) 本稿は、科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号2452047「放鷹文化と鷹書類の研究」研究代表者・中本大(立命館大学)による研究成果の一部である。

(付記2) 本稿は、平成二十六年中世文学会秋季大会において行った公開講演「鷹書と鷹歌」(二〇一四年十月四日)と重なる内容を含む。要旨は学会の会誌『中世文学』第六〇号に掲載予定である。